

注 平成22年 5 月から沿革を付した。

改正	平成19年 3 月 27 日規則第 9 号	平成22年 5 月 28 日規則第36号
	平成22年12月 28 日規則第57号	平成24年 4 月 1 日規則第36号
	平成24年10月 4 日規則第65号	平成25年 2 月 28 日規則第 7 号
	平成25年10月 29 日規則第52号	平成26年 1 月 20 日規則第 2 号

(障害の状態)

第 1 条 西東京市児童育成手当条例（平成13年西東京市条例第109号。以下「条例」という。）第 3 条第 1 項第 1 号に規定する規則で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

（父母が婚姻を解消したと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童）

第 2 条 条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する「これと同様の状態にある18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童」とは、次の各号のいずれかに該当する児童であつて、18歳に達した日の属する年度の末日以前のものをいう。

(1) 父（母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）若しくは母の生死が明らかでないか、又は父若しくは母が引き続いて1年以上遺棄している児童

(2) 父又は母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条第 1 項の規定による命令（それぞれ母又は父の申立てにより発せられたものに限る。）を受けた児童

(3) 父又は母が法令により引き続いて1年以上拘禁されている児童

(4) 母が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）によらないで懐胎した児童

(5) その他市長が前各号のいずれかに準ずると認めた児童

(所得の額)

第 3 条 条例第 3 条第 2 項第 1 号に規定する規則で定める額は、同号に規定する扶養親族等及び児童がないときは3,604,000円とし、扶養親族等又は児童があるときは3,604,000円に当該扶養親族等又は児童 1 人につき380,000円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族である場合にあつては当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族 1 人につき480,000円、当該扶養親族等が同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。以下同じ。）又は特定扶養親族である場合にあつては当該控除対象扶養親族又は当該特定扶養親族 1 人につき630,000円）を加算して得た額とする。

(所得の範囲)

第4条 条例第3条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

(所得の額の計算方法)

第5条 条例第3条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から80,000円を控除した額とする。

2 前項に規定する市町村民税につき、次の各号に掲げる控除を受けた者については、当該各号に掲げる額を同項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号又は第10号の2に規定する控除 当該雑損控除額、医療費控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除 その控除の対象となった障害者1人につき270,000円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）

(3) 地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除 その控除の対象となった寡婦又は寡夫につき270,000円（当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合は、350,000円）

(4) 地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除 その控除の対象となった勤労学生1人につき270,000円

(施設)

第6条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（保護者と共に入所する施設及び通所により利用する施設を除く。）とする。

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設

(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設

(3) 前2号に掲げるもののほか、監護又は援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設

(受給資格の認定の申請)

第7条 条例第5条の規定による受給資格及び手当の額についての認定の申請は、児童育成手当認定申請書(現況届)(様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 児童育成手当(以下「手当」という。)の支給要件に該当する者(以下「受給資格者」という。)の扶養(監護し、かつ、その生計を主として維持することをいう。以下同じ。)する条例第3条第1項に規定する支給要件児童(以下「支給要件児童」という。)が西東京市の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
  - (2) 受給資格者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
  - (3) 受給資格者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類及び当該支給要件児童(条例第3条第1項第1号に規定する支給要件児童に限る。)の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本
  - (4) 受給資格者の扶養する支給要件児童が条例第3条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、当該受給資格者及び当該支給要件児童の戸籍の謄本又は抄本
  - (5) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父又は母が別表に定める程度の障害の状態にあることによって申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
  - (6) 受給資格者の扶養する支給要件児童の父母が事実上の婚姻関係を解消したこと及び当該支給要件児童が第2条各号のいずれかに該当することによって申請する場合には、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類
  - (7) 受給資格者の扶養する支給要件児童が第1条に掲げる程度の障害の状態にあることによって申請する場合には、当該事実を明らかにすることができる書類
  - (8) 受給資格者がその年(1月から5月までの月分の手当については、前年とする。)の1月1日において、西東京市の区域内に住所を有しなかったときは、当該受給資格者の前年(1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。)の次の事項についての当該市区町村長の証明書
    - ア 所得の額
    - イ 条例第3条第2項第1号に規定する扶養親族等の有無及び数
    - ウ 第3条に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族、控除対象扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数
  - (9) 受給資格者が前年(1月から5月までの月分の手当については、前前年とする。)の12月31日において、所得税法に規定する扶養親族でない児童の生計を維持したときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (認定及び却下の通知)

第8条 市長は、条例第5条の規定により受給資格及び手当額の認定をしたときは、児童育成手当認定通知書により当該受給資格者に通知する。

2 市長は、受給資格の認定の申請をした者について、受給資格がないと認めたときは、児童育成手当認定申請却下通知書により当該申請をした者に通知する。

(支払期の特例)

第9条 条例第6条第3項ただし書に規定する「特別な事情」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 受給資格が消滅したとき。

(2) 支払期月が経過した後において支払うとき。

(3) 前2号に規定するもののほか、災害、疾病その他市長が特に必要と認める事由があるとき。

(手当額の改定)

第10条 条例第7条第1項に規定する手当額の改定の申請は、児童育成手当額改定申請書(様式第2号)に、新たな支給要件児童に係る次の各号に掲げる書類を添えて、行わなければならない。

(1) 新たな支給要件児童が西東京市の区域内に住所を有しないときは、当該新たな支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し

(2) 新たな支給要件児童が条例第3条第1項第1号に規定する支給要件児童であるときは、戸籍の抄本

(3) 第7条第2号、第3号又は第7号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

(4) 第7条第5号又は第6号に該当する場合であって、新たな支給要件児童の父又は母とその他の支給要件児童の父又は母が同じでないとき(当該新たな支給要件児童が第2条第4号に該当する場合は、同じであるときを含む。)には、それぞれ当該各号に掲げる書類

2 市長は、手当額の改定の認定をしたときは、児童育成手当額改定通知書により当該申請をした者に通知する。

3 市長は、手当額の改定の申請があった場合において、改定すべき事由がないと認めたときは、児童育成手当額改定申請却下通知書により当該申請をした者に通知する。

(支給の停止)

第11条 市長は、手当の支給を受けている者(以下「受給者」という。)が第13条、第14条又は第15条に規定する届出を怠ったことにより、当該受給者の手当の支給を受ける権利の有無が明らかでないときは、手当の支給を受ける権利のあることが明らかになるまで、手当を支払わないことができる。

(手当の返還請求)

第12条 市長は、条例第10条の規定による手当の返還又は第16条の規定による受給資格の消滅若しくは手当額の減額をした者に対して支払うべきでない手当を支払った

場合における当該手当の返還の請求は、児童育成手当返還請求書により行うものとする。

(現況の届出)

第13条 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、児童育成手当認定申請書(現況届)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 受給者の扶養する支給要件児童が西東京市の区域内に住所を有しないときは、当該支給要件児童の属する世帯の全員の住民票の写し
- (2) 受給者が同居しないで支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (3) 受給者が父母に扶養されない支給要件児童を扶養しているときは、当該事実を明らかにすることができる書類
- (4) 受給者が第2条第1号、第3号及び第5号のいずれかに該当する児童を扶養しているときは、それぞれ当該事実を明らかにすることができる書類
- (5) 第7条第8号又は第9号に該当する場合には、それぞれ当該各号に掲げる書類

(受給事由消滅等の届出)

第14条 受給者は、西東京市の区域内に住所を有しなくなったときその他手当の支給を受けるべき事由が消滅したときは、速やかに児童育成手当受給事由消滅届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 受給者は、支給要件児童の数が減少したときその他手当額を減額されるべき事由が生じたときは、速やかに児童育成手当額改定届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(氏名変更等の届出)

第15条 受給者は、氏名を変更したとき、又は受給者の扶養する支給要件児童のうちに氏名を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等氏名変更届(様式第5号)に当該氏名を変更した者の戸籍の抄本を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 受給者は、西東京市の区域内において住所を変更したときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで支給要件児童を扶養することとなる場合には、第7条第2号に掲げる書類を添えなければならない。
- 3 受給者は、その扶養する支給要件児童のうちに住所を変更した者があるときは、速やかに児童育成手当受給者等住所変更届を市長に提出しなければならない。この場合において、同居しないで当該支給要件児童を扶養することとなる場合には、第7条第2号に掲げる書類を、変更後の住所が西東京市の区域外となる場合には、当該支給要件児童の属することとなった世帯の全員の住民票の写しをそれぞれ添えなければならない。

(受給資格消滅等の通知)

第16条 市長は、受給者が条例第3条に規定する支給要件に該当しなくなったときは、児童育成手当受給資格消滅通知書により、当該受給者であった者に通知する。ただし、受給者が死亡した場合においては、この限りでない。

2 市長は、受給者に手当額の減額をすべき事由が生じたときは、児童育成手当額改定通知書により、当該受給者に通知する。

(未支払の手当の請求)

第17条 条例第8条に規定する未支払の手当を受けようとする者は、未支払児童育成手当請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

(添付書類の省略)

第18条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿、他の申請等に伴い提出された書類(本人の同意のあるものに限る。)等により確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

2 この規則の規定により申請書又は届書に添えなければならない書類について、1通又は2通以上の書類を添えることにより関係事項のすべてを明らかにすることができるときは、その明らかにすることができる書類を添えることをもって足りるものとする。

(台帳)

第19条 市長は、児童育成手当受給者台帳を備え、第8条第1項の規定により、児童育成手当認定通知書を送付した者をこれに登載する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 西東京市児童育成手当条例施行規則第3条の規定は、平成12年6月以降の月分の手当の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお、旧田無市・保谷市児童育成手当条例施行規則の例による。

3 この規則の施行前までに、田無市児童育成手当条例施行規則(昭和57年田無市規則第15号)又は保谷市児童育成手当条例施行規則(昭和57年保谷市規則第13号)の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成15年5月12日規則第37号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年5月28日規則第177号)

1 この規則は、平成13年6月1日から施行する。

2 この規則による改正後の西東京市児童育成手当条例施行規則第3条の規定は、平成13年6月以後の月分の手当の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年5月15日規則第29号）

- 1 この規則は、平成14年6月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の西東京市児童育成手当条例施行規則第3条の規定は、平成14年6月以後の月分の手当の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成14年5月31日規則第32号）

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成15年6月6日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の西東京市児童育成手当条例施行規則第5条の規定は、平成18年6月以後の月分の手当の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市児童育成手当条例施行規則様式第1号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成18年7月26日規則第63号）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第9号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月28日規則第36号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成22年12月28日規則第57号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年1月4日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市児童育成手当条例施行規則様式第4号、様式第8号から様式第11号まで及び様式第13号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年4月1日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、公布の日から施行する。  
（経過措置）

- 2 改正後の第3条の規定は、平成24年6月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の西東京市児童育成手当条例施行規則様式第1号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成24年10月4日規則第65号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成24年8月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式第1号及び様式第2号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成25年2月28日規則第7号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年10月29日規則第52号）

この規則は、平成26年1月3日から施行する。

附 則（平成26年1月20日規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第1条、第7条関係）

- (1) 両眼の視力の和が0.04以下のもの（測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。）
- (2) 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- (3) 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
- (4) 両上肢のすべての指を欠くもの
- (5) 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- (6) 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
- (7) 両下肢を足関節以上で欠くもの
- (8) 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (10) 精神に労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの
- (11) 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであって、市長が定めるもの

様式第1号

（第7条、第13条関係）



様式第 2 号

(第10条関係)

様式第 3 号

(第14条関係)

様式第 4 号

(第14条関係)

様式第 5 号

(第15条関係)

様式第 6 号

(第15条関係)

様式第 7 号

(第17条関係)